

【事案 I - 2】 契約無効による掛金返還請求

・ 2019 年 9 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

約 40 年前から他団体の火災共済と被申立人の火災共済に加入していたが、重複・過重して契約していたため、被申立人と契約している火災共済の共済掛金の返還を求めて、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、不要な共済掛金として過去 10 年間申立人が支払った共済掛金と満期共済金受取分との差額を返還せよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

申立人は、他団体の火災共済に共済金額 1,600 万円（建物 800 万円、家財 800 万円）で契約し、被申立人の火災共済に火災金額 1,500 万円で加入したことから、火災補償に必要以上に加入していることになるところ、被申立人は、必要以上に加入しても補償はできないことを明確に説明していない。

また、他団体の保険料が被申立人の申立人の預貯金口座から引き落とされているにもかかわらず、何十年も見逃していることは、明らかに注意義務違反である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

契約が重複した際の支払規定については約款・事業規約で定めている。

また、申立人は、契約締結時に他の契約の有無について、契約はないと虚偽の申告をしている。

預貯金口座の情報からだけでは、同一目的の他保険が締結されているか否かを判断することは不可能である。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件他団体の火災共済契約は、共済証書の記載によれば、自然災害での損害が補償されない火災共済であると認められる。他方、本件共済契約では、火災のみならず、自然災害で本件建物が損壊しても補償される内容となっており、本件共済契約は補償の範囲について大きな違いがあり、両契約は重複、超過しているとはいえない。そうだとすると、申立人の主張はその余の点を検討するまでもなくいずれも理由がない。

なお、説明義務違反については、重複していることを説明することは本件ではおよそ不可能であることに照らし理由がない。

また、注意義務違反ないし説明義務違反については、被申立人の申立人の預貯金口座から本件共済契約の共済掛金と他団体の掛金が引き落とされているからといって、両契約が重複していることに気づくべきであるとの違反があるということとはできないこと等から理由がない。